

(おしらせ)

令和4年7月15日
防 衛 省

ウクライナ被災民救援空輸隊等の国際平和協力業務について

- 1 ウクライナ被災民救援空輸隊等の国際平和協力業務について、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請内容を踏まえ、5月1日から6月27日までの間、計8便を運航し、ドバイからポーランド又はルーマニアまで人道救援物資を輸送しました。
2. UNHCRより要請された人道救援物資についての空輸を全て終えたところ、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務実施計画で定めた実施期限である本日をもって、防衛大臣よりウクライナ被災民救援空輸隊等の編組解除を命じました。
- 3 今般の活動においては、C-2輸送機により延べ6便、KC-767空中給油・輸送機により延べ2便を運航し、人道救援物資（毛布、ビニールシート、ソーラーランプ及びキッチンセット）合計約103トンを輸送しました。UNHCRから今般の協力について、謝意を表明されています。
- 4 防衛省・自衛隊は、引き続き、国際社会と連携しながら、ウクライナ被災民の方々に寄り添う支援への貢献に取り組んでまいります。